

第21回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月25日(月)午後13時29分から14時17分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広		
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	猿渡 万里子
	8番	大原	睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木 孝一
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農地法3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農業者年金に関する申請について

報告第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 平成31年度砂川市農業委員会事業計画(案)について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	小林	哲也
事務局主幹	安武	浩美
事務局事務係主事	高橋	宏輔

7. 会議の概要

事務局次長 総会に先立ちまして、欠員となっております議席番号7番 齊藤誠さんの後任として、3月12日付で猿渡万里子さんが砂川市長から任命されました。ここで猿渡委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(猿渡万里子委員挨拶)

猿渡委員、ありがとうございます。

皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第21回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしく願いいたします。

会長 開会挨拶。

本日の議事録署名委員は6番 谷口秀夫委員と、7番 猿渡万里子委員です。よろしく願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 報告第1号について、次のとおり届出があり処分したのでご説明いたします。

届出者住所・氏名

土地の表示

畑	畑	1,766 m ²
畑	畑	1,657 m ²
計2筆		3,423 m ²

権利を取得した日 平成30年11月10日

権利を取得した事由及び取得した権利の種類 相続により所有権を取得

あっせん等の希望の有無 有

届出書受理年月日 平成31年3月11日

受理通知交付年月日 平成31年3月11日

本件は、[redacted]の死亡に伴う相続であり、対象農地につきましては、自己保全管理をされています。農地売買の意向も有り、あっせんの希望も有りとなっています。

なお、第1号図を添付していますのでご参照願います。

以上、ご報告いたします。

会長 只今の報告についてご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については専決処分を含め承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 報告第2号「農業者年金に関する申請について」、次のとおり、手続きが終了しましたので、ご説明しご報告いたします。

1. 農業者年金住所変更・訂正届

申請人住所氏名(生年月日)

申出月日

平成31年2月15日

2. 農業者年金住所変更・訂正届

申請人住所氏名（生年月日）

[REDACTED]

申出月日

平成31年3月12日

以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告をいたします。

会長
全員
会長

只今の報告につきまして、ご質問ございませんか。

なし。

質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

それでは本件につきましては専決処分を含め承認することといたします。

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」説明します。農地法第6条第1項により報告のありました

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]につきまして別添1から別添3までの農地所有適格法人要件確認書にあるとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要件の全てを満たしていることを確認いたしましたので、以上、ご報告いたします。

会長
全員
会長

只今の報告についてご質問ございませんか。

なし。

質問がないようですので、この件については報告のとおり承認してよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、この件について報告のとおり承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、ご審議いただき、ご意見を求めたいと存じます。

土地所有者（譲渡人）

[REDACTED]

転用計画者（譲受人）

[REDACTED]

土地の表示

[REDACTED]

畑 畑 300 m²
合計1筆 300 m²

農地の区分

第3種農地、都市計画区域内、農振農用地区域外

転用目的

住宅1棟、カーポート、花壇兼雪積場等

転用事由の詳細

譲渡人は「申請地付近は、住宅が建築され宅地化となりました。今般、譲受人から住宅1棟、カーポート、花壇兼雪積場等の建設の要望があり、当該申請地を譲渡したい。」譲受人は「現在、借家マンション住まいです。家族が3人となり、家財も多くなり手狭です。今般、当該申請地を譲受け、住宅1棟、カーポート、花壇兼雪積場等を建設したい。」とのことです。

期間

転用許可後～永年

資金計画

事業費 [REDACTED] に対し、借入金（売買案件）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添4（議案第1号1番関係）の1ページから4ページまでのおおりに、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

なお、参考に第2号図を添付してございますので、ご参照の上、よろしくご審議願います。

会長 議案第1号について、説明がありましたか、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については許可相当であるとし承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付し、進達することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明し審議を求めます。1番について説明します。

計画番号 平成30年度貸第20号

公告予定年月日 平成31年3月25日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[REDACTED]	田	田	8,000 m ²
	田	田	9,593 m ²
	田	田	3,636 m ²
	田	田	5,016 m ²
		合計4筆	26,245 m ²

年額 [REDACTED]円

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成31年3月25日～平成33年12月31日 2年9か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は平成28年1月から2年11か月の賃貸借が終期をむかえての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えているところでございます。

なお、第3号図を添付してございますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第2号1番の貸貸借の案件についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。
 全員 なし。
 会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。
 全員 異議なし。
 会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、2番について事務局説明願います。
 事務局 2番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 平成30年度貸第21号

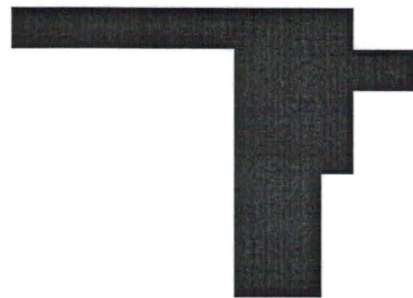
公告予定年月日 平成31年3月25日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容
所在

	田	田	6,230 m ²
	田	田	15,154 m ²
	田	田	99 m ²
	田	田	5,014 m ²
	田	田	14,042 m ²
	田	田	3,828 m ²
	田	田	1,071 m ²
合計7筆			45,438 m ²

年額  円




対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成31年3月25日～平成32年12月31日 1年9か月

当事者間の法律関係 貸貸借


判定要件についてですが、本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、貸貸借に備えるべき要件を満たしており、

「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「地域との調和要件」についても、近隣地には、の所有する農地があり、耕作しています。早くから、貸貸借や売買を希望されており、なかなか受け手が見つからない状況であり、地域での数少ない担い手となるへの貸貸借となったところです。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況リースと聞いておりますが、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、そばの作付を予定されています。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が180日と、原則150日以上に従事日数を上回っていることから問題はありません。

「関係権利者からの同意」については、所有農地につき問題はございませんし、受け手、出し手の間で合意されていることから、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、第4号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第2号2番の賃貸借の案件についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、3番について事務局説明願います。

事務局 3番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 平成30年度貸第22号

公告予定年月日 平成31年3月25日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	田	田	9,038 m ²
	畑	畑	1,049 m ²
	合計2筆		10,087 m ²

年額 円

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成31年3月25日～平成34年12月31日 3年9か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は、所有農地であることから、当初との設定を予定しておりましたが、お亡くなりになったため、法定相続人であるの過半の同意にて設定するものであります。

平成27年8月から3年4か月の賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第5号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第2号3番の賃貸借の案件についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、4番について事務局説明願います。

事務局 4番についてご説明します。

計画番号 平成30年度所第7号

公告予定年月日 平成31年3月25日

申出者
出し手（譲渡人）
受け手（譲受人）
利用権を設定等する農用地及び内容
所在

田	田	5,797 m ²
田	田	5,273 m ²
宅地	畑	531.89 m ²
合計3筆		11,601.89 m ²

総額 円

対価の支払方法と期限 平成31年11月30日までに、譲渡人名義の指定口座に振り込むものとする。

所有権の移転時期 平成31年3月25日

引渡しの時期 対価の支払日

当事者間の法律関係 売買

本案件は、昨年まで 高齢などの理由から離農されており、賃貸借の終期となり、出し手の 売買の意向を持たれていました。これまで賃貸借をされていた受け手の 合意となり、売買となりました。

判定要件についてですが、本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、売買に備えるべき要件を満たしており、

「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が210日と、原則150日以上に従事日数を上回っていることから問題はありません。

「地域との調和要件」については、「 賃貸借が終期をむかえて売買ということ」また、 農業者ではありますが、「地域内での調整はされており、他の希望される方がいなかったこと」とのことからも、問題がないものと考えます。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、水稻の作付を予定されています。

「関係権利者からの同意」については、 所有農地につき問題はございません。

この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、第6号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第2号4番の売買の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、5番について事務局説明願います。

なお、5番の審議であります。本案件については、 が受け手となっている事案となりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、 には審議終了までご退席をお願いいたします。

なお、審議後、ご着席くださいますように併せてお願いいたします。

事務局

5番についてご説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 平成30年度所第8号
公告予定年月日 平成31年3月25日
申出者
出し手（譲渡人）
受け手（譲受人）
利用権を設定等する農用地及び内容

所在

畑	畑	23 m ²
畑	畑	66 m ²
畑	畑	9,080 m ²
田	畑	7,808 m ²
宅地	畑	819.24 m ²
合計5筆		17,796.24 m ²

総額 円

対価の支払方法と期限 平成31年11月30日までに、譲渡人名義の指定口座に振り込むものとする。

所有権の移転時期 平成31年3月25日

引渡しの時期 対価の支払日

当事者間の法律関係 売買

本案件については、
であり、賃貸借の終期となり、双方の合意により、出し手の
売買となりました。

判定要件についてですが、本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、売買に備えるべき要件を満たしており、新規就農後5年を経過し、認定農業者の手続きを進めています。

「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が266日と、原則150日以上の従事日数を上回っていることから問題はありません。

「地域との調和要件」については、「
賃貸借が終期をむかえて
売買ということ」また、「近隣地には
所有する農地があり、改善組合内での調整がされていること」とのことからも、問題がないものと考えます。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、玉ねぎの作付を予定されています。

「関係権利者からの同意」については、
所有農地につき問題はございません。

この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、第7号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長

議案第2号5番の売買の案件についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし。

- 会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。それではここで [REDACTED] に着席いただきます。
- 事務局 続きます、議案第3号の審議に入ります。議案第3号「平成31年度砂川市農業委員会事業計画（案）」について事務局説明願います。議案第3号「平成31年度砂川市農業委員会事業計画（案）」について、次のとおり審議を求めます。
(議案書添付資料に基づき内容を説明)
- 会長 議案第3号について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。
- 全員 なし。
- 会長 ご質問、ご意見がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 会長 異議なしと認め、本事業計画については決定することといたします。本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
- 全員 なし。
- 会長 特にないようですので、続きます、その他に入ります。まず、福土事務局長よりお願いします。
- 事務局長 ①議会関連等報告（事務局長）
- ②一般社団法人北海道農業会議第86回総会（事務局長）
- ・日 時 平成31年3月19日（火）13時30分から
 - ・会 場 札幌市 北海道第二水産ビル
 - ・出席者 関尾会長、福土事務局長
- ③平成30年度市町村農業委員会会長・事務局長特別研修会（事務局長）
- ・日 時 平成31年3月19日（火）15時00分から
 - ・会 場 札幌市 北海道第二水産ビル
 - ・出席者 関尾会長、福土事務局長
- ④農地流動化アンケートの集計について（事務局）
- ・別添6のとおり
- ⑤農業委員会だより「春号」の配布について（事務局）
- ・発行予定日 4月中旬頃
- ⑥砂川市農業委員会名簿・農地流動化推進員（農業委員）担当地区について（事務局）
- ⑦非常勤特別職員の地位利用による選挙運動の禁止（事務局）
- ⑧活動記録簿の提出について（事務局）
- ⑨協議会報告（協議会会長）

会長
全員
会長

⑩基盤整備の進め方について（事務局次長）

・添付資料「基盤整備の進め方」について説明

何かご意見、質問等はありませんか

なし

特になければ、次回総会の日程の確認をしたいと思います。

次回開催日 平成31年4月25日（木）午後1時30分から

これですべての審議が終わりました。以上で第21回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員